

令和7年度 第4回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会議事録

- 1 日 時 令和8年2月4日(水) 13:30～14:10
2 場 所 倉吉市役所本庁舎3階 大会議室
3 出席者 委員 14 名(全委員 16 名)、事務局(市民生活部長、人権政策課3名)
4 概 要 ■:議長発言、○:委員発言

【報告事項】

- (1) 第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画のパブリックコメントの実施結果

【協議事項】

- (1) 第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について
(2) 第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画に係る答申について

■報告事項(1)第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画パブリックコメントの実施結果について、事務局に説明を求める。

(事務局)

令和7年12月16日から令和8年1月15日までの30日間、市庁舎(本庁舎・第2庁舎・関金支所)、倉吉交流プラザ、各地区コミュニティセンターと本市ウェブサイトにおいて、パブリックコメントを実施した。パブリックコメントを実施した結果、意見はなかった。

ー委員、質問なしー

■協議事項(1)第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について、事務局の説明を求める。

(事務局)

昨年開催した第3回審議会において、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例(県条例)」の改正が予定されており、計画策定に間に合えば、計画案P2(3)県における取組に追加してはどうか。」という意見をいただいた。

県条例の改正は、令和7年12月22日に県議会で可決され、令和8年1月25日から施行された。パブリックコメント終了後に計画案に手を加えることになるが、大きな動きであるため、計画案P2(3)県における取組に、県条例の改正の動きを追加したい。

○県が事務局をもつ「ネットモニタリング・ネットワーク」に倉吉市も参画している。県条例の改正に伴い、不適切な投稿の削除要請のやり方が変わり、倉吉市の動きにも影響があることから、県条例の改正の動きを重視していると思うが、そういう理解でよいのか。

(事務局)

倉吉市も「県内市町村によるネットモニタリング・ネットワーク」に参画している。また、県条例の改正の説明会において、鳥取県中部総合事務所の県民局に専門の相談窓口が設置されると

聞いている。ネット上の人権侵害に関する相談が、市役所人権政策課や人権文化センター等に寄せられた場合、県民局の相談窓口に関わりたいと考えている。

－その他、委員から質問なし－

■計画案P2(3)県における取組に「県条例の改正の動き」を追加することとする。

－事務局から追加資料を配布－

(事務局)

追加資料に基づき、計画案P2(3)県における取組の記載内容の変更案を説明。

○追加資料には、「情プラ法」という記載から「情報流通プラットフォーム対処法」に改められており、分かりやすい。

○追加資料の記載に「侵害情報の削除の要請等を迅速に行う」とあるが、このことは、県条例の改正の特徴とは言い難い。迅速な削除の要請に対処するため、「情報流通プラットフォーム対処法」がある。また、事業者は7日以内に削除要請に対応することが求められている。

県条例の改正では、発信者が侵害情報の投稿を削除しない場合、県が直接、削除命令を行うことや命令に従わない場合は、氏名等の公表や過料を科すという踏み込んだ点がポイントである。事務局の配布した追加資料の内容は間違っていないが、代替案の意見として検討していただきたい。

(事務局)

委員の意見を踏まえて、県条例の改正のポイントを分かりやすくしたうえで、改めて委員の皆様にお示しをしたい。

■もう少し簡単に分かりやすくなればよいと思う。

(事務局)

条例改正のポイントを分かりやすく説明すること、文章をもう少し端的に分かりやすい文章に改めて、委員の皆様にお示しをしたい。

■協議事項(2)第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画に係る答申について、事務局の説明を求める。

(事務局)

配布資料の答申書案の内容をご確認をいただきたい。

－会長 答申書案を全文読み上げる。－

■計画案に追加する県条例の改正の動きの内容について、委員の皆様の手承をいただいた後に、答申書案の日付を入れる。

○答申は、いつ頃になるのか。

(事務局)

県条例の改正の動きを記載した追加資料の内容を再検討し、来週中に委員の皆様にお示しをして了解を得たい。その後に答申の手続きをとりたい。

(事務局)

日程5 その他

ー市民生活部長あいさつー